

美濃加茂市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和8年4月3日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 高 井 実 枝

- 1 対象の監査 令和7年度1月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和8年2月26日
- 3 監査の結果を通知した日 令和8年2月26日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和8年4月2日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
土木課	<p>【指摘】 ジオ委第1号 リバポの森生き物講座実施委託業務については、以下のとおりである。</p> <p>① 全3回連続講座は、美濃加茂市主催であり、参加費をすべて受託者が収入していることは不適切であり、市が収入すべきである。ただし、受託者が保険料及び材料費の実費を直接参加者から収入することは、差支えない。また、第1回及び第2回を委託業務の対象とするのではなく、全3回連続講座全体を委託契約金額にするべきであり、第3回を委託業務の範囲としない場合は、企画・運営も含めてすべての経費を独立した講座とするべきである。今回の方法で全3回連続講座として位置付けることは、不適切である。</p> <p>② 当該委託業務の経費単価は</p>	<p>①について 令和5年度の随時監査での指摘を受け、第1回目、第2回目を市主催の委託事業として、第3回目を委託受託者による自主事業として実施いたしました。市主催事業は参加費無料、受託者の自主事業は参加費有料としており、市の委託事業には参加費を算入しておりません。しかしながら、共同で作成したチラシにおいて、これらの事業形態の区別が不明瞭であり、3回連続の講座であるかのように受け取れる表現となっておりました。今後は、市の委託事業のみで実施するか、市の委託事業と自主事業を独立した講座として明確に区分けし、両事業の関係性が市民の皆様に分かりやすく伝わるよう、広報媒体等において徹底した情報提供を行ってまいります。</p>

予算要求時の査定資料として提出した見積書による経費単価と比較して著しく高価な単価となっている。市の主催するイベント・講座等の費用対効果を客観的に推し量ることは、困難であるが、少なくとも、予算編成時に市財政課が確認した見積書による費用対効果と大きく乖離している。令和8年度以降同様な講座を実施する場合は、費用対効果を充分考慮し、予算配分の範疇であってもむやみに過大な予算執行をすることの無いよう徹底すべきである。

②については、見積書の内容を精査し、予算要求時の資料や類似業務を参考に、改めその適正性を確認し、十分に考慮し、市民に説明できるよう努め、適切な予算執行を徹底してまいります。